

# 5 相 続 税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成12年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成10年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

### 1 用語の説明

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

### 2 相続税の主な控除

- (1) 税額控除
  - イ 贈与税額控除 相続税額から控除される金額。加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
  - ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
  - ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
  - ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
  - ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

## 相 続 税 の 税 率

	800万円以下の金額	10%
800万円を超え	1,600万円以下の金額	15%
1,600万円を超え	3,000万円以下の金額	20%
3,000万円を超え	5,000万円以下の金額	25%
5,000万円を超え	1億円以下の金額	30%
1億円を超え	2億円以下の金額	40%
2億円を超え	4億円以下の金額	50%
4億円を超え	20億円以下の金額	60%
	20億円を超える金額	70%

## 5 - 1 課 税 状 況

### (1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	8,299	607,402,926
債 務 控 除 額	3,957	54,389,614
加 算 贈 与 財 産 価 額	918	2,518,627
課 税 価 格	実 8,264	555,528,350
相 続 税 額	算 出 税 額	8,009
	2 割 加 算 額	282
	計	実 8,009
税 額 控 除 等	贈 与 税	283
	配 偶 者	1,588
	未 成 年 者	117
	障 害 者	140
	相 次 相 続	331
	外 国 税 額	8
	計	実 2,359
差 引 税 額	実 7,018	53,733,074
納 税 猶 予 額	387	6,938,273
納 付 税 額	実 6,874	46,794,801
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,836	237,070,000

調査対象 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点 平成12年10月31日

（注）1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

### (2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平 成 7 年 分	7,532	532,066,290	79,434,776	23,463,022	6,559	47,283,247	2,508
8	7,834	553,023,393	85,818,176	27,960,761	6,553	49,478,186	2,570
9	7,945	555,798,379	85,135,481	27,242,563	6,709	49,288,740	2,657
10	7,811	522,971,566	75,944,500	23,604,299	6,811	45,111,951	2,583
11	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836

（注）「(1)課税状況」を累年比較したものである。「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

## (3) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
本 年 分	180	25,126	55	11,250	43	81,699
過 年 分	2,132	361,179	154	44,102	400	568,554
合 計	2,312	386,305	209	55,352	444	651,588

調査対象 本年分 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

過年分 平成10年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成11年10月1日から平成12年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を平成9年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成11年7月1日から平成12年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

## (4) 申告及び処理状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額		
本 年 分	申 告 額	8,249	552,620,409	6,834	46,304,799	2,836
	修正申告による増差額	288	3,581,494	471	686,363	167
	更正による増差額	-	-	2	159	1
	更正等による減差額	42	673,553	66	196,520	31
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 8,264	555,528,350	実 6,874	46,794,801	実 2,836
過 年 分	申 告 額	175	7,751,726	151	372,135	74
	修正申告による増差額	1,902	26,565,695	2,927	5,298,808	1,044
	更正による増差額	14	334,165	25	66,471	12
	更正等による減差額	244	2,237,571	329	569,703	165
	決 定 額	1	270,532	1	51,030	1
	計	実 200	32,684,547	実 390	5,218,740	実 75
合 計	申 告 額	8,424	560,372,135	6,985	46,676,934	2,910
	修正申告による増差額	2,190	30,147,189	3,398	5,985,172	1,211
	更正による増差額	14	334,165	27	66,630	13
	更正等による減差額	286	2,911,124	395	766,223	196
	決 定 額	1	270,532	1	51,030	1
	計	実 8,464	588,212,897	実 7,264	52,013,542	実 2,911

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税		価格		納付		被相続人の数
	人員	金額	金額	金額	人員	金額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
鳥米倉鳥 取 県	取子	186	11,517,951		163	1,141,510	58
	吉計	192	11,446,424		158	816,285	60
		92	5,683,780		79	558,275	28
	計	470	28,648,155		400	2,516,070	146
松浜出益石大西島 見 大 根 県	江田	183	11,319,103		135	853,839	60
	雲田	45	2,807,380		39	176,890	18
	田	122	6,496,889		98	330,656	40
	東郷	34	3,433,566		29	688,119	13
	計	×	×		×	×	×
		26	2,657,348		21	378,856	8
	×	×		×	×	×	
計	426	27,378,844		335	2,446,658	144	
岡 山 岡 山 西 大 見 倉 倉 敷 玉 島 津 敷 玉 山 笠 野 高 梁 新 見 瀨 戸 久 世 岡 計	東西	365	26,119,095		317	2,354,901	118
	寺	550	38,225,008		428	3,198,940	203
	島	57	5,327,249		49	1,216,089	22
	敷	47	2,431,346		43	142,655	17
	島	656	47,587,938		529	2,577,795	232
	山	153	9,489,271		119	483,770	58
	野	122	6,392,090		97	279,212	39
	梁	120	6,603,858		90	301,272	42
	見	63	4,056,037		55	323,089	21
	戸	15	655,014		14	29,289	4
	世	11	1,565,628		10	274,517	4
	計	77	4,397,503		63	252,588	29
		29	1,563,605		22	86,037	9
	計	2,265	154,413,642		1,836	11,520,154	798
	広 島 広 島 広 島 竹 原 三 尾 福 山 府 中 三 次 庄 原 西 条 日 市 海 田 吉 田 広 島 下 関 宇 部 山 口 萩 山 徳 防 防 府 岩 光 長 門 柳 井 厚 狭 山 計	東南	268	19,062,631		243	2,395,665
西北		234	15,836,936		208	1,683,915	75
北		421	28,789,767		372	2,563,790	142
計		568	47,526,897		493	5,414,859	185
原		228	16,509,739		197	1,554,966	79
山		41	1,922,311		35	121,328	13
中		84	3,579,123		76	165,151	22
次		170	11,005,301		143	778,866	63
原		516	34,156,416		442	2,610,869	177
条		139	11,417,079		113	1,035,081	50
市		31	1,997,066		27	79,157	13
田		42	3,591,845		38	612,859	16
田		191	13,050,879		162	1,155,761	71
計		346	22,447,662		290	1,680,138	119
		277	17,450,571		230	1,133,914	98
計	21	1,037,301		18	40,642	7	
計	3,577	249,381,524		3,087	23,026,961	1,218	
下 関 宇 部 山 口 萩 山 徳 防 防 府 岩 光 長 門 柳 井 厚 狭 山 計	関	181	15,573,088		160	1,672,637	70
	部	275	16,653,404		169	1,353,586	100
	口	201	11,848,098		164	647,411	70
	山	72	5,133,380		60	438,922	26
	萩	280	15,364,744		237	832,567	87
	山	160	8,425,259		139	436,036	55
	府	171	12,546,434		141	1,200,777	59
	国	69	3,418,426		55	143,071	24
	門	41	1,737,088		31	64,046	11
	井	51	3,804,394		38	465,795	19
	狭	25	1,201,870		22	30,112	9
	計	1,526	95,706,185		1,216	7,284,958	530
	全 管 計	8,264	555,528,350		6,874	46,794,801	2,836

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

## 5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

### (1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	
	人	千円	
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	1,171	68,814,241
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	1,249	34,038,180
	宅地 (借地権を含む)	2,680	234,256,199
	山林	1,019	3,488,042
	その他の土地	788	21,343,809
	計	実	2,744
家 屋、構 築 物	2,565	29,435,825	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	493	926,717
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	146	638,949
	売 掛 金	127	896,679
	その他の財産	242	1,768,128
	計	実	641
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	616	21,191,335
	同上以外の株式及び出資	1,792	17,331,859
	公 債 及 び 社 債	459	5,791,648
	投資・貸付信託受益証券	473	7,332,771
	計	実	2,111
現 金 ・ 預 貯 金 等	2,818	100,218,141	
家 庭 用 財 産	2,046	1,052,632	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	560	20,168,468
	退職金及び功労金等	291	12,410,435
	立 木	280	908,326
	その他	2,349	22,370,697
	計	実	2,442
合 計	実	2,836	604,383,080
債 務	借 入 金	2,373	48,664,541
	葬 式 費	2,773	5,672,704
	合 計	実	2,819
差 引 純 資 産 価 額	2,836	550,045,836	
加 算 贈 与 財 産 価 額	451	2,578,137	
課 税 価 格	実	2,836	552,620,409

調査対象 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課 税 価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納 付 税 額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	595	50,122,401	131,168	638,555	1,481
1 億 円 超	1,420	198,640,024	878,998	6,904,766	4,912
2 億 円 超	453	109,363,625	777,423	7,995,878	1,670
3 億 円 超	234	89,256,620	339,775	10,008,014	897
5 億 円 超	72	42,438,641	177,675	6,281,861	312
7 億 円 超	44	35,637,825	70,232	6,438,236	172
10 億 円 超	15	19,684,250	112,865	5,437,211	49
20 億 円 超	3	7,477,023	90,000	2,600,279	12
合 計	2,836	552,620,409	2,578,137	46,304,799	9,505

調査対象 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (3) 法定相続人員別被相続人の数

区 分	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 のもの
1 億 円 以 下	6	101	194	192	102	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	-	60	240	488	387	158	54	24	6	1	1	1
2 億 円 超	1	18	58	138	144	57	19	8	4	5	-	1
3 億 円 超	-	4	24	75	69	38	15	8	1	-	-	-
5 億 円 超	-	2	7	12	22	14	9	4	1	-	-	1
7 億 円 超	-	1	4	13	14	8	3	-	-	-	1	-
10 億 円 超	-	-	2	7	6	-	-	-	-	-	-	-
20 億 円 超	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
合 計	7	186	529	926	745	276	100	44	12	6	2	3

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。